

Sophos社UTM製品サポート規約（24時間365日オンサイト保守サービス）

クロス・ヘッド株式会社（以下『CH』）は、以下に定める規約（以下『本規約』）に従い、お客様にSophos社UTM製品のサポートサービス（以下『本サービス』）を提供致します。

1. 対象製品

本サービスの対象製品は、CHが提供するSophos社の『SG/XGシリーズ』となります。なお本サービスは、製品本体のみとなります。SFP+/QSFP/ケーブル等、製品本体以外の部材は対象ではございません。

2. お問い合わせ窓口

本サービスに関するお問合せ窓口は、『Sophos保守証明書登録書』に記載しております。

3. 本サービス利用の申込み

- (1) 本サービスの利用は、CHが指定する『Sophos保守証明書登録書』により申し込み頂きます。お客様は本サービスの申込みをもって本規約に同意したものとみなします。
- (2) CHは、上記（1）の申込みが完了したお客様に対し、『Sophos製品 年間保守証明書』を送付致します。

4. 本サービスの期間

- (1) 本サービスは、『Sophos製品 年間保守証明書』に記載されたサポート期間内でご提供させていただきます。
- (2) CHは、サポート期間満了の前にお客様に対してサポート更新のご案内を致します。お客様が本サービスを更新される場合は、当該ご案内を受領後、サポート期間満了日までに更新の手続きを頂きますようお願い致します。
- (3) サポート期間満了日を過ぎて本サービスを更新される場合は、再度本規定3. に従って申込みを頂く必要があり、再契約となります。また、更新後のサポート期間開始日は上記（2）に定めるサポート期間満了日翌日からの開始となりますのでご了承ください。
- (4) サポート対象製品の製品開発メーカーが、その製造・サポートを中止した場合は、本サービスの更新、再契約ができない場合があります。この場合にお客様に生じる損害についてCHは責任を負いかねますのでご了承ください。
※本サービスの提供期間は、製品開発メーカーのサポートポリシーにて定めた、各製品のサポート期間終了日（End of SupportLife 以下『EOSL』）内で提供致します。各製品のEOSL情報につきましては、下記URLをご確認ください。

■ハードウェアサポート終了日

<https://www.sophos.com/ja-jp/support/knowledgebase/121502.aspx>

5. 本サービス内容及び範囲・実施条件

サポート形態の種類及びサポート内容、サポート範囲・実施条件等は下記の通りです。

■オンサイト保守サービス

- (1) ハードウェア障害対応
 - ・障害発生時にE-Mail・電話によってお客様よりいただいた情報を基に故障箇所を切り分けし、技術員がサポート対象製品設置先に訪問しサポート対象製品の交換作業、又は同等製品の交換作業を実施します。
 - ・お客様にてサポート対象製品の『設定データ』がある場合、インポートし、基本情報及び設定情報の復旧を実

施致します。

ただし『設定データ』がない場合は交換作業のみとなり、再設定が必要な場合は別途有償対応（別日程）となります。

(2) 障害切り分けサービス

- ・ E-Mailによってサポート対象製品の障害切り分け技術支援を実施します。

(3) 実施条件

①対応時間

- ・ オンサイト保守サービスのハードウェア障害対応は24時間365日となります。
- ・ 注意事項

交換製品または同等の機能を有する代替製品によっては手配にお時間を頂く場合がございますのでご了承ください。

②本サービスは、日本語での対応となります。

③ご使用中のサポート対象製品のコンフィグレーション情報につきましては、お客様の責任にてバックアップをお願い致します。

6. 本サービスに関するお問い合わせ方法

本サービスのお問合せ方法は以下に定めるものとします。

- (1) お問い合わせ方法は本規約第5条の各サポート形態に記載されたお問い合わせ方法とします。
- (2) お問い合わせの際は、サポート対象製品の型番・シリアル番号を添えてお問い合わせください。型番・シリアル番号がない場合、本サービスをご提供できない場合がありますのでご注意願います。

7. 本サービス除外事項

本サービスには、次の各事項（以下『本サービス除外事項』）は含まれないものとします。かかる本サービス除外事項の実施の可否、条件、費用等に関しては、別途お客様とCHの協議により決定するものとします。

- (1) サポート対象製品が関連する開発支援又はカスタマイズ、システム構築に際するコンサルティング、導入時の環境設定又はインストールサービス
- (2) サポート対象製品の不適切な使用、誤用、使用上の不注意、事故等、お客様又は第三者の責に帰すべき事由により生じた障害又は不具合に対するサービス
- (3) サポート対象製品がCHに許可なく変更、修正、修復が行われたことにより生じた障害又は不具合に対するサービス
- (4) 地震、風水害等の天災、又は火災、騒動、暴動、その他お客様及びCHの制御し得ない不可抗力に起因する障害又は不具合に対するサービス
- (5) CHの提供によらない機器への接続又はCHの提供によらないソフトウェア製品およびお客様固有の動作環境（ネットワーク環境・OS・ハードウェア環境）に起因する障害又は不具合に対するサービス
- (6) データの修復、バックアップデータのリストア、その他お客様の保有するデータに対するサービス
- (7) 他社製品との互換確認及び検証等のサービス
- (8) リモートアクセスによる本サービスの提供
- (9) 本規約第6条におけるお問い合わせ方法以外の本サービスの提供
- (10) オペレーションシステムの変更・更新やコンフィグレーションの変更・更新を伴う作業

- (11) サポート対象製品の外部工事、改造、オーバーホール及び移設、外装の清掃および損傷の修理
- (12) 外付けオプション、アクセサリ、サプライ品目、フレーム、カバー、および電池等の特定品目に対するサービス
- (13) サポート対象製品交換後の、CH及び製品開発メーカーによる故障箇所の解析調査及び原因特定作業

8. 利用料金

- (1) 本サービスの利用料金および支払い方法は、別途CHによる見積りの上定めるものとします。
- (2) サービスの提供における通信費はお客様の負担とします。
- (3) 支払い済みの本サービスの利用料金は、CHの責に帰すべき事由による解約の場合を除き返却されないものとします。

9. お客様の協力

- (1) CHは問合せのあった障害又は不具合の原因調査において、お客様に各種協力を依頼する場合があります。お客様は可能な範囲でCHに対し協力するものとします。

(2) 環境の確保

お客様は、サポート対象製品の適切な動作環境及び操作環境を確保し、関連機器及びサポート対象製品所定の利用マニュアル記載の事項を遵守するものとします。また、お客様は、CHからサポート対象製品の稼働環境に関する助言がある場合はそれに従い、その他CHによる本サービス実施のために必要とされる処置を講ずるものとします。

(3) 作業協力

CHが本サービスを提供する場合、以下についてお客様は協力するものとします。

- ① お客様は技術員がサポート対象製品の設置場所に立ち入ることを承諾するものとします。
- ② お客様は技術員が適時かつ安全に作業を行うことができるようにするものとし、お客様は自己の責任と負担で自己のデータを保護するために適切な防禦措置を実施するものとします。
- ③ お客様は本サービスで必要な範囲と時間内でサポート対象製品の使用を中止し、CHに対して作業スペース、サポート対象製品に連結された装置、通信機器、消耗品等を無償にて提供するものとします。
- ④ 本サービスに必要な電力、通信、光熱、消耗品等の費用と、日程の変更又は延長を含めた本サービス実施によるお客様側の業務停止によって生じうる損失はお客様にて負担するものとします。
- ⑤ お客様またはサポート対象製品の使用者により接続された機器装置（サポート対象製品以外の機器）の切り離しを要請した場合におけるその切り離しはお客様の責任と負担にて実施するものとします。
- ⑥ お客様はサポート対象製品の不具合を遅滞なくCHに通知するとともに、不具合の是正に必要な情報をCHに提供することとします。
- ⑦ その他、本サービスの実施のために必要と認められる範囲において、CHが要請する事項に協力することとします。

(4) 登録情報の変更

お客様の登録住所・サポート対象製品設置先住所の変更、社名変更、ご担当者変更、メールアドレス変更等、『Sophos保守証明書登録書』記載事項に変更があった場合、お客様は変更の一ヶ月前までに、速やかにCHに通知するものとします。

10. 交換製品の所有権

本サービスの履行に伴ってサポート対象製品の全部を代替品（以下『代替品』）と交換する場合は、当該交換作業が完了した時点を以って、交換の対象となった当該サポート対象製品の全部の所有権はCHに移転するものとし、当該時点以降、代替品にはサポート対象製品に係る条件が適用されるものとします。

1.1. 譲渡制限

お客様は、本規約に基づく本サービスを受ける権利の一切を、書面によるCHの同意を得ない限り、第三者に譲渡してはならないものとします。これにかかわらず、お客様が本サービスを受ける権利を譲渡した場合は、CHは本サービスの提供を中止できるものとします。

1.2. 責任の制限

- (1) CHは、本規約に従いCHが実施できうる最大限の努力でお客様の問題解決のための助言を行いますが、当該問題の解決を保証するものではありません。本サービス規約外の内容や、CHおよびサポート対象製品の製品開発メーカーが持ち合せていない技術情報が関与する問題が発生したような場合は、お客様からのお問い合わせ内容が解決に至らない場合もありますことを予めご了承ください。
- (2) データのバックアップ等の必要な措置を行う責任はお客様にあるものとし、CHはお客様のデータやプログラムに対して一切保証しないものとします。CHは本サービスの利用によりお客様に生じたデータ損失、その他派生的または間接的な損害についていかなる責任も負いません。
- (3) 地震、風水害等の天災、又は火災、騒動、暴動その他CHの制御し得ない不可抗力に起因する事項が発生し、本サービスが提供できない場合について、CHは責任を負わないものとします。
- (4) 登録情報の変更において、お客様にてCHへの通知を怠った場合、CHは本サービスを提供できない場合があります。またCHからの照会に対して回答がない場合、CHは本サービスを提供する責務を免れるものとします。
- (5) 本サービスにおいて、CHの責に帰すべき事由によりお客様に損害が発生した場合、CHはお客様に現実に生じた通常の直接損害について賠償するものとします。その賠償額は本サービスの年間利用料金を上限とし、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、間接損害および派生損害については、CHは責任を負わないものとします。
- (6) 不正なライセンス使用・アプリケーションデータの移行を目的としたサポート対象製品及び本サービスの利用においては、CHはいかなる責任も負いません。

1.3. 回答内容に関する情報の帰属

本サービスの一環としてCHが回答した回答内容に関するいかなる情報もお客様には帰属しないものとし、お客様は当該情報を複製、販売、出版、その他営利目的で利用することはできないものとします。

1.4. 本サービスの再委託

CHは本サービスをCHの指定する第三者へ再委託できるものとします。但し、その場合においてもCHは本規約によりCHが負う責任を免れるものではないものとします。

1.5. 機密保持・個人情報の取り扱い

- (1) お客様及びCHは、本サービスに関連して知り得た相手方の技術上、サポート上必要なログ情報、販売上その他業務上の情報を含む機密情報（機密であることが明示されたものに限る）および個人情報を、相手方の事前の書面

による承諾がない限り、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、CHが本サービスを本規定に定める第三者へ委託する場合および、本サービスを実施するため（技術的協力等）に、CHはサポート対象製品の製品開発メーカーに対して、お客様の事前の書面による承諾なくお客様から開示された情報および個人情報のうち必要な範囲について当該第三者へ提供することができるものとします。

(2) 機密情報のうち、次の各号のいずれかに該当する情報（但し、個人情報を除く）については、お客様及びCHの何れも本規定に定める機密保持義務を負わないものとします。

①開示の時点で既に公知・公用の情報、又は開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知・公用の情報となったもの。

②お客様又はCHが開示を行った時点で既に相手方が保有している情報。

③第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。

④相手方からの情報によらずお客様又はCHが独自に開発した情報。

⑤法令により開示することが義務づけられた情報。

(3) お客様の個人情報を第三者に委託する場合は、CHが定めた基準を満たす会社に限定するとともに、個人情報保護に関する契約を締結し、個人情報の保護に関して適切な取り扱いの指導を行います。

(4) 本条項の規定は、本サービスに関する契約の終了後も3年間に限り有効に存続するものとします。

■CHの個人情報ポリシーについては下記を参照ください。

<http://www.crosshead.co.jp/others/privacy.html>

16. 反社会的勢力等の排除

(1) 表明・保証

お客様及びCHは、以下各号の一に掲げる事項について表明し、保証します。

①自己及び自己の再委託先又は調達先が「組織犯罪対策要綱」（平成16年10月25日警察庁次長通達）に規定される暴力団・暴力団関係企業・暴力団員等（以下「反社会的勢力」という）でないこと、及び反社会的勢力でなかったこと。

②自己の取締役、監査役及びこれらに準ずる役員並びに自己の経営を支配する者が反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力でなかったこと。

③反社会的勢力を利用しないこと、及び利用していないこと。

④反社会的勢力に対して資金等の提供又は便宜の供給などを行わないこと、及び行っていないこと。

⑤第三者をして相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫の言辞を用いて、相手方の名誉を毀損し、また相手方の業務を妨害しないこと。

⑥自己の親会社及びこれらの役員等が、前各号に定める事実該当しないこと。

(2) 報告

お客様及びCHは、自己が前項各号のいずれかに違反した場合、又はその恐れがある場合、相手方に対し直ちに報告するものとします。

(3) 即時解約

お客様及びCHは、相手方が前項各号のいずれかに該当する場合や違反した場合は、相手方に対し何らの通知又は催告を要せず、直ちに本サービスを解約することができるものとします。

(4) 前項に基づく解約によって解約された当事者に損害が発生したいとしても、相手方は一切の責任を負わないものとします。

17. 本サービスの提供区域

本サービスの提供区域は、お客様及びCH双方で特に定める場合を除き、日本国内（沖縄本島以外の離島につきましては提供区域外となります。）に限定されるものとします。

18. 規約の改定

CHは、お客様の承諾を得ることなく、必要に応じ合理的な範囲で本規約を変更することができるものとします。この場合、CHは当該変更が適用になる日までに、変更後の規約をCHのウェブサイトへ提示する方法その他適切な方法にてお客様に伝達するものとします。

■CHサポート規定

http://www.crosshead.co.jp/pdf/sophosutmsupport_24365.pdf

19. その他

- (1) 本規定に基づき提供される本サービスに関して、お客様とCHとの間に係争が生じた場合は、お互いに信義誠実の原則に従って解決をするものとします。
- (2) 前項において、訴訟による解決が必要な場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- (3) 本規定に基づき提供される本サービスに関しては、日本国内法規に準拠するものとします。

▼当規定のお問合せ先/発行者▼

クロス・ヘッド株式会社

ソリューション営業部

Mail : ch-solution@crosshead.co.jp